

令和2年6月5日

群馬土地家屋調査士会

総務部長 表野真拡 殿

前橋地方法務局

首席登記官（不動産登記担当） 宮崎



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除に伴う事務処理体制及び表示に関する登記事務等の取扱いについて

平素から、登記業務の遂行につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い標記緊急事態宣言が発令されたため、当局では、本年4月20日（月）から、本局、支局及び出張所の全ての事務を7割の職員体制で行っておりましたが、今般、緊急事態宣言が解除されたことを踏まえて、通常の体制で事務を行うこととしました。

また、表示に関する登記事務等の取扱いとして、これまで延期・留保していた下記の業務について、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、「事務室内のアルコール洗浄の実施」、「毎朝の検温等による健康状態の把握」、「マスクの着用」等を徹底の上、関係者の皆様との適切な距離を保つなど、「新しい生活様式」にのっとり業務を行いますので、御理解の上、御協力をお願いいたします。

なお、登記申請及び登記事項証明書等の取得につきましては、当分の間、オンライン申請及び郵送で御請求いただくよう、貴会所属会員にお知らせいただきたく併せてお願ひいたします。

#### 記

- 1 表示に関する登記の申請における実地調査
- 2 筆界特定手続における現況等把握調査、特定調査及び意見聴取等の期日
- 3 登記所備付地図作成作業についての現地測量作業及び所有者等の立会いによる一筆地調査（筆界等の調査）
- 4 表題部所有者不明土地の解消作業における実地調査

